

利用権(農地中間管理事業)設定確認事項

① 借り手

郵便番号	住所	氏名	電話番号
-			

② 貸し手

※名義人が死亡の場合は、別途提出書類がありますので、事務局に申し出てください。

郵便番号	住所	氏名	電話番号
-			

※借り手・貸し手とも、携帯電話など、常に確実に繋がる電話番号をご記入ください。

③ 借りる土地 ・ 年貢

地番	地目	地積 m ²	利用内容に○をする	借賃(円)
愛南町			水田・普通畑・樹園地・ほか()	
愛南町			水田・普通畑・樹園地・ほか()	
愛南町			水田・普通畑・樹園地・ほか()	
愛南町			水田・普通畑・樹園地・ほか()	
愛南町			水田・普通畑・樹園地・ほか()	
愛南町			水田・普通畑・樹園地・ほか()	
愛南町			水田・普通畑・樹園地・ほか()	

※筆ごとに借賃が決まっている場合は、筆ごとに記入する。
(面積での計算方法:全体の年貢÷全体の面積×1筆の面積)

④ 筆ごとに決まっていない場合

※「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。中間管理機構の指定口座へ振り込む。または、自動口座振替とする。

・賃貸借 1年あたり全部で_____円 (10a当り _____円) を
自動口座振替 (引落し)

・使用貸借 無償

※「借賃の支払方法」について、第1回の借賃の振込は、設定日が4月から9月までは翌年2月26日又は翌年2月20日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から翌年3月までは、翌年の8月26日又は翌年の8月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、2月20日は2月16日及び8月20日は8月16日とする。なお、16日又は20日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。

⑤ 物納による賃貸借の場合

借り手から貸し手に直接支払うものとする。

1年あたり全部で_____俵・袋・kg (10a当り _____俵)
または 米以外 (_____)
を毎年 _____月 _____日までに
貸主宅に持参 ・ 貸主の帰省時に手渡し ・ 貸主の指定する親類宅に持参
ほか (_____)

※貸し手が、賃料等を物納とする場合には、借り手の合意のもと、「物納による賃料等譲渡合意書」に、また、借り手が、賃料等の物納に同意する場合には、「物納による賃料等譲渡承諾書」に、それぞれ、必要な事項を記入し、市町に提出する必要があるため、申し出てください。

④ 借入期間

_____年 原則 5年以上

※農地中間管理権の期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、極力10年以上となるようにするものとする。
ただし、5年未満を希望する場合には、5年で設定し、期限内で合意解約することも可能。

※ 記入の上農業委員会へご提出下さい。

